

堺市 特別管理産業廃棄物中間処理業者名簿

令和8年4月1日現在

凡例:●:取り扱う産業廃棄物 ▲:取り扱う産業廃棄物(一部条件あり)

区	番号	許可番号	名称 代表者名	許可期限	本社の住所 (電話番号)	施設の所在地 (電話番号)	中間処理の方法	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ	鉍 さ い ん	ば い じ ん	産 感 染 性 廃 棄 物	条件	優良 認定
西区	1	06770005049	新興化学工業(株) <代>泉谷 英史	R10.6.30	大阪府大阪市中央区南船場二丁目1 番3号	大阪府堺市西区築港新町3丁27番地 13 072-245-0751	混合(金属回収原料へ の資源化)	▲						▲		①▲はいずれも金属回収できるものに限る**	
							粗碎(金属回収原料へ の資源化)	▲	▲							②▲はいずれも金属回収できるものに限る**	
							抽出(金属回収原料へ の資源化)	▲		▲				▲		③▲はいずれも金属回収できるものに限る**	
							調合(金属回収原料へ の資源化)				▲					④廃酸は金属回収できるものに限る** ※①～④で取り扱う特別管理 産業廃棄物である燃え殻、汚泥、ばいじんは、砒素、鉛、カドミウム、セ レン又はこれらの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。また、 廃酸は水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は六価クロム化合物を含む ことのみにより有害なものに限る。	
不溶化(フェライト化)		▲											⑤汚泥は廃触媒であるものに限る** ※砒素又はこの化合物を含む ことのみにより有害なものに限る。				
西区	2	06770004658	(株)ダイカン <代>吉村 太郎	R10.7.28	大阪府大阪市鶴見区焼野3丁目2番7 9号	大阪府堺市西区築港新町3丁31 他 072-245-1851	焼却								廃酸は水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害物質であ るものを除く。 廃アルカリは水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害物質 であるものを除く。	○	
西区	3	06770111723	DINS関西(株) <代>下地 正勝	R12.7.21	大阪府堺市西区築港新町1丁5番38 072-243-6335	大阪府堺市西区築港新町1丁5番38 他 072-243-6335	焼却	▲	▲	▲	▲			●	汚泥はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス -1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロ プロペン及びビベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。  廃油は揮発油類、灯油類、軽油類並びに廃溶剤でトリクロエチレン、テ トラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロプロペン及びビベンゼン を含むことのみにより有害なものに限る。  廃酸は水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにトリクロエチレン又はテ トラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロプロペン及びビベンゼン を含むことのみにより有害なものに限る。  廃アルカリは水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにトリクロエチレン、 テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロプロペン及びビベンゼン を含むことのみにより有害なものに限る。	○	